

福長第 115 号  
医政第 194 号  
平成 30 年 7 月 27 日

静岡県病院協会 会長 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局長寿政策課長  
医療健康局医療政策課長

療養病床の転換意向等調査の実施への協力について（依頼）

日頃から、健康福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、平成 30 年度からの第 7 期静岡県介護保険事業支援計画及び第 8 次静岡県保健医療計画において、転換意向を把握していくと定めていますことから、現時点での転換意向等を把握することとしました。

については、県内の療養病床を有する全医療機関を対象に、各健康福祉センターから別添の療養病床転換意向等調査を実施しますので、本調査の趣旨を御理解の上、御協力をお願いいたします。

おって、本調査の結果は、地域包括ケアネットワーク会議及び地域医療構想調整会議へ報告します。

担 当 長寿政策課 計画班 /  
医療政策課 医療企画班・医務班  
電話番号 054-221-3250 / 2341・2418  
E-Mail chouju@pref.shizuoka.lg.jp /  
iryoseisaku@pref.shizuoka.lg.jp



## 平成 30 年度「療養病床転換意向等調査」（医療療養病床を有する 医療機関及び介護療養型医療施設における転換の意向調査）留意事項

「療養病床転換意向等調査」に御協力いただきありがとうございます。  
記入に際しては、以下の留意事項を参照のうえ、記入してください。

### I 調査対象

静岡県に所在する療養病床を有する病院及び診療所（介護療養型医療施設を含む）

### II 調査への回答に当たっての留意事項

- 平成 29 年における介護保険法の改正（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号））により、慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「介護医療院」という新たなサービス類型が創設されております。（平成 30 年度～）
- 併せて、平成 29 年度末をもって廃止することとされていた指定介護療養型医療施設及び医療療養病床（25:1）について、廃止の期限が 6 年間延長されております。
- 本調査は、第 7 期静岡県介護保険事業支援計画及び第 8 次静岡県保健医療計画の県の取組として、医療療養病床や介護療養型医療施設の転換等の意向を調査するものであり、今回の回答の内容をもって、当該医療療養病床や介護療養型医療施設の今後の方向性について制約するものではありません。あくまで、現時点での検討状況としてご回答いただくものです。

# 平成30年度「療養病床転換意向等調査」 御協力をお願い

貴医療機関における平成30年8月1日午前0時現在の療養病床の概況、現段階での転換意向等について、本調査票に記入をお願いいたします。

調査票は、平成30年8月 日 ( ) まで必着に、下記「調査票提出先及び照会先」に提出してください。← (注) 健康福祉センター (保健所) から県への提出日より前の日にしてください。

電子データによる提出を希望される場合は、下記調査票提出・照会先のメールアドレスへその旨連絡願います。当方から調査票の電子ファイルを返信させていただきます。

御記入いただきました調査票については、取扱いに十分注意します。

なお、市町には、第7期介護保険事業計画の進捗管理がありますので、今回の医療機関の転換意向等は市町に必要な情報となりますので、関係市町に対して貴医療機関の回答内容を情報提供し、また、地域包括ケア推進ネットワーク会議圏域会議及び地域医療構想調整会議にて共有することとします。なお、個人情報の取扱いについては、十分注意するよう徹底いたします。

以上の趣旨を御理解のうえ、調査に御協力くださいますようお願いいたします。

(調査票提出先及び照会先)

〒○○-○○ ○○○○○○○○

○○保健所 ○○課

○○班 ○○

電話番号 ○○-○○-○○○

FAX 番号 ○○-○○-○○○

E-mail: ○○○○○○○○○

貴医療機関について、(1)～(5)を記入してください。

(1) 法人名・施設名	(法人名)
	(施設名)
(2) 住所	〒 -
(3) 併設施設の名称 <small>※併設の施設（一般病床、介護老人保健施設、通所介護事業所等）がある場合には記入してください。</small>	
(4) 記入者所属・氏名	所属： 氏名：
(5) 連絡先	TEL ( ) - ( ) - ( )
	e-mail

○ 療養病床の数等について

平成30年8月1日午前0時現在の貴医療機関における病床数について記入してください。

※以下、診療所については、「療養病棟入院基本料」を「有床診療所療養病床入院基本料」と読み替えていただき、医療法における4対1を「20:1」の欄に、医療法における6対1を「25:1」の欄に記載してください。

病床種別		病床数
一般病床		床
療養病床	医療療養病床	療養病棟入院基本料1 (20:1)
		療養病棟入院基本料2 (25:1)
	介護療養病床	床
その他の病床		床

○ 転換等の有無、転換先、時期等に関する意向について

療養病床の転換意向について、記入してください。

	現在の療養病床に係る届出病床数	今後の見込み（現時点の考え）	2018	2019	2020	2023年度末	2025年度
			年度末	年度末	年度末		
療養病棟入院基本料（20:1）	床	療養病棟入院基本料（20:1）	床	床	床	床	床
		療養病棟入院基本料（25:1）	床	床	床	床	床
		回復期リハビリテーション病棟入院料	床	床	床	床	床
		地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む					
		介護医療院	床	床	床	床	床
		介護老人保健施設	床	床	床	床	床
		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	床	床	床	床	床
		特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。）	床	床	床	床	床
		認知症グループホーム	床	床	床	床	床
		看護小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床	床
		小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床	床
		その他	床	床	床	床	床
		病床廃止（上記のいずれにも転換しない）	床	床	床	床	床
未定（※次の問もお答えください）	床	床	床	床	床		

次ページに続きます。

療養病棟入院基本料 (25:1)	床	療養病棟入院基本料 (20:1)	床	床	床	床	床
		療養病棟入院基本料 (25:1)	床	床	床		床
		回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む	床	床	床		床
		介護医療院	床	床	床		床
		介護老人保健施設	床	床	床		床
		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	床	床	床		床
		特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。)	床	床	床		床
		認知症グループホーム	床	床	床		床
		看護小規模多機能型居宅介護	床	床	床		床
		小規模多機能型居宅介護	床	床	床		床
		その他	床	床	床		床
		病床廃止 (上記のいずれにも転換しない)	床	床	床		床
		未定 (※次の間もお答えください)	床	床	床		床
	介護療養型医療施設	床	療養病棟入院基本料 (20:1)	床	床	床	床
		療養病棟入院基本料 (25:1)	床	床	床		床
		回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む	床	床	床		床
		介護療養型医療施設	床	床	床		床
		介護医療院	床	床	床		床
		介護老人保健施設	床	床	床		床
		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	床	床	床		床
		特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。)	床	床	床		床
		認知症グループホーム	床	床	床		床
		看護小規模多機能型居宅介護	床	床	床		床
		小規模多機能型居宅介護	床	床	床		床
		その他	床	床	床		床
		病床廃止 (上記のいずれにも転換しない)	床	床	床		床
		未定 (※次の間もお答えください)	床	床	床		床

次ページに続きます。

上記で未定と回答した場合には以下でおおまかな意向を回答してください。

現在の病床	2020年度末	2023年度末
療養病棟入院基本料 1 (20:1)	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する
療養病棟入院基本料 1 (25:1)	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する
介護療養型医療施設	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する

次ページに続きます。

○ 患者調査について

(ア) 要介護度別、医療区分別利用者数

<介護療養病床>

介護療養病床を有する場合、平成30年8月1日午前0時現在の入院患者の要介護度別人数を記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護療養型医療施設	人	人	人	人	人	人

<医療療養病床>

医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟を除く。）を有する場合、平成30年8月1日午前0時現在の入院患者の医療区分別人数を記入してください。

	医療区分1	医療区分2	医療区分3	合計
医療療養病床 （回復期リハ病棟及び地域包括ケア病棟除く）	人	人	人	人
（再掲） 療養病棟入院基本料1（20:1）	人	人	人	人
（再掲） 療養病棟入院基本料2（25:1）	人	人	人	人

平成30年8月1日午前0時現在の入院患者の要介護度別人数を記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	未申請 その他	合計
医療療養病床 （回復期リハ病棟及び地域包括ケア病棟除く）	人	人	人	人	人	人	人
（再掲） 療養病棟入院基本料1（20:1）	人	人	人	人	人	人	人
（再掲） 療養病棟入院基本料2（25:1）	人	人	人	人	人	人	人

※診療所については、「療養病棟入院基本料」を「有床診療所療養病床入院基本料」と読み替えていただき、医療法における4対1を「20:1」の欄に、医療法における6対1を「25:1」の欄に記載してください。

次ページに続きます。

**(イ) 住所地別入院患者数**

平成30年8月1日午前0時現在の介護療養病床の入院患者について、当該患者の保険証に記載された住所地別に人数を記入してください。

	介護療養病床					合計
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
下田市						
東伊豆町						
河津町						
南伊豆町						
松崎町						
西伊豆町						
熱海市						
伊東市						
沼津市						
三島市						
裾野市						
伊豆市						
伊豆の国市						
函南町						
清水町						
長泉町						
御殿場市						
小山町						
富士宮市						
富士市						
静岡市						
島田市						
焼津市						
藤枝市						
牧之原市						
吉田町						
川根本町						
磐田市						
掛川市						
袋井市						
御前崎市						
菊川市						
森町						
浜松市						
湖西市						
県外						
計						A

**確認** Aが(ア)の介護療養病床の「合計」と等しくなるようにしてください。



平成30年8月1日午前0時現在の医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟を除く。）の入院患者について、当該患者の保険証に記載された住所地別に人数を記入してください。

	医療療養病床											
	医療区分1	医療区分2	医療区分3	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	未申請その他	合計	
下田市												
東伊豆町												
河津町												
南伊豆町												
松崎町												
西伊豆町												
熱海市												
伊東市												
沼津市												
三島市												
裾野市												
伊豆市												
伊豆の国市												
函南町												
清水町												
長泉町												
御殿場市												
小山町												
富士宮市												
富士市												
静岡市												
島田市												
焼津市												
藤枝市												
牧之原市												
吉田町												
川根本町												
磐田市												
掛川市												
袋井市												
御前崎市												
菊川市												
森町												
浜松市												
湖西市												
県外												
計				B								C

**確認** B、Cが(A)の医療療養病床の「合計」と等しくなるようにしてください。

御協力ありがとうございました。

# I <医療療養病床の転換に係る補助制度>

## 医療療養病床転換整備事業費助成 (医療療養病床の転換に係る施設整備補助)

### 1 概要

医療の効率的な提供を推進し、高齢期における医療費の適正化を図るため、国の交付金制度に基づき、「療養病床転換整備事業」を実施する医療法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

### 2 補助制度

県要綱	医療療養病床転換整備事業費補助金交付要綱		
国交付金名	病床転換助成事業交付金		
概要	療養病床の転換を支援するため、医療機関が医療療養病床を介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用を助成する。県は、国に対して整備計画を提出		
対象となる病床	①医療療養型医療施設からの転換 ②一般病床のうち、上記病床とともに同一病院（又は同一診療所）内にあり、療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの		
対象となる転換先施設	①特別養護老人ホーム、②特養に併設されるショートステイ用居室、③ケアハウス、④介護老人保健施設、⑤介護医療院、⑥小規模多機能型居宅介護事業所、⑦認知症高齢者グループホーム、⑧看護小規模多機能型居宅介護事業所、⑨有料老人ホーム（13㎡以上の個室で利用者負担第3段階以下でも入居可能な居室）、⑩サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の規定により登録されている賃貸住宅）、⑪生活支援ハウス		
事業期間	2023年度（平成35年度）まで（医療療養病床の転換期限）		
補助対象経費	医療療養病床の転換のための施設の創設・改築・改修に必要な工事請負費等		
補助単価 (転換1床当り) 単位：千円	創設	1,000	既存の病院等を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
	改築	1,200	既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備すること。
	改修	500	既存の病院等を本体の躯体に及ばない屋内改修（壁撤去等）で整備を伴うものであること。
補助財源の内訳	国費 10/27、県費 5/27、社会保険診療報酬支払基金 12/27		
補助の流れ (県から医療機関に直接補助)	1【転換の前年度】 ①医療機関が県（介護保険課）に補助金要望（8月頃：県から市町を通じて要望調査を行う。）、②県予算要求・調整（11月頃～）、③県が国に整備計画を提出（2月頃）		
	2【転換整備年度】 ①県から医療機関に補助内示、②医療機関が県に補助申請、③県が国と協議し補助交付決定、④医療機関が転換整備工事等を実施し、完了後県に実績報告、⑤県が補助交付確定し、医療機関に補助金交付		
県補助金に係る連絡先	静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課 施設整備班 電話 054-221-3253 FAX054-221-2142 課Eメール：kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp		

※下線部分の県補助金交付要綱の改正は8月頃を予定している。

## II <介護療養病床の転換に係る補助制度>

### 介護療養型医療施設の転換に係る助成

(介護療養病床の転換に係る施設整備補助・開設準備補助)

#### 1 概要

地域の実情に応じた介護サービス提供に係る体制の整備の促進を図るため、介護療養型医療施設から介護老人保健施設・介護医療院等へ転換する事業を行う事業者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する

#### 2 補助制度

県要綱※ (国要領)	介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱 (地域医療介護総合確保基金管理運営要領)			
概要	介護療養型医療施設から介護老人保健施設・介護医療院等へ転換する事業を行う事業者に補助する市町に対し、転換に係る施設整備費用及び開設準備経費を助成する。			
対象となる病床	介護療養型医療施設からの転換			
対象となる 転換先施設	①介護老人保健施設、②介護医療院、③ケアハウス、④有料老人ホーム(13㎡以上の個室で利用者負担第3段階以下でも入居可能な居室)、⑤特別養護老人ホーム、⑥特養に併設されるショートステイ用居室、⑦認知症高齢者グループホーム、⑧小規模多機能型居宅介護事業所、⑨看護小規模多機能型居宅介護事業所、⑩生活支援ハウス、⑪サービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の規定により登録されている賃貸住宅)			
事業期間	2023年度(平成35年度)まで(介護療養病床の転換期限)			
補助対象経費	①介護療養病床の転換のための施設の創設・改築・改修に必要な工事請負費等 ②介護療養病床の転換のための開設準備に必要な備品購入費、職員募集経費等			
補助単価 (転換1床当り) 単位:千円	施設 整備	創設	1,930	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
		改築	2,390	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
		改修	964	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。
	開設準備	200	介護療養型医療施設から老健等への転換に必要な開設前における備品購入等の経費	
補助財源等	・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・財源:国 2/3、県 1/3			
補助の流れ (県が市町に補助、 市町が事業者に 補助)	1【転換の前年度】 ①事業者が市町に補助要望し、市町が県に補助要望(8月頃)、②県・市町予算要求・調整(11月頃～)、③県が次年度事業量を国に提出等(1月頃～)			
	2【転換整備年度】 ①県が市町に補助内示、市町が事業者に補助内示、②事業者が市町に補助申請、市町が県に補助申請、③県が市町に交付決定、市町が事業者に交付決定、④事業者が転換整備工事等を実施し完了後、市町に実績報告、市町が県に実績報告、⑤県・市町が補助確定し、市町が事業者に補助金交付			
県補助金に係る 連絡先	静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課 施設整備班 電話 054-221-3253 FAX054-221-2142 課Eメール: kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp			

※ 県補助金交付要綱は、市町・事業者から補助要望があった転換先施設のみ規定しており、国要領で補助対象とされている転換先施設等の全てを規定していない。

※ 下線部分の県補助金交付要綱の改正は8月頃を予定している。

## 病床機能分化促進事業費助成

### 1 目的

超高齢社会が進展する中、地域包括ケアシステムを推進していくため、急性期からの患者受け入れ、在宅・生活復帰支援、緊急時の受入れを行う地域包括ケア病床及び在宅復帰に向けた支援を行う回復期リハビリテーション病床の整備を図る病院が行う施設・設備整備事業に対して助成する。

### 2 補助制度

区 分		内 容
施設整備	対象経費	地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床の整備に向けた病棟の改修、増改築
	補助基準額	1病棟あたり 224,300円×対象整備病床数(60床を限度とする)×6.4㎡
	補助率	1/2
設備整備	対象経費	地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床の整備に必要な医療機器等の整備
	補助基準額	ア へき地に所在する病院 1箇所当たり 100,000千円 イ アに掲げる以外の病院 次の(1)から(5)により算出された額の合計額 (1) 医療機器等((2)、(3)及び(4)に掲げるものを除く) 1箇所当たり 21,600千円 (2) 心臓病専用医療機器 1箇所当たり 6,171千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1箇所当たり 6,171千円 (4) 医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器等 1箇所当たり 10,800千円 (5) 心臓図受信装置 1箇所当たり 2,724千円
	補助率	1/2

### 3 問い合わせ先

静岡県 健康福祉部 地域医療課 地域医療班  
 電話 054-221-2406 FAX 054-221-3291  
 課Eメール: chiikiiryoushizuoka@pref.shizuoka.lg.jp

## 第7期静岡県介護保険事業支援計画

### (ふじのくに長寿社会安心プラン)

80 頁

#### 【具体的な取組】

- ▶各構想区域に設置される地域医療構想調整会議において、関係者と協議し、医療機能の分化・連携の推進を図ります。
- ▶地域における医療体制について関係機関の共通認識を形成し、病床の機能分化・連携に関する各病院等の自主的な取組や相互の協議を進めるため、病床機能報告制度により病院等（一般・療養病床を有する病院及び診療所）から報告された情報を活用します。
- ▶病床の機能分化・連携を推進するため、2025年の病床の機能区分ごとの必要量（必要病床数）に基づき、不足する病床機能への転換に伴う施設・設備整備に係る経費の一部を助成します。
- ▶療養病床転換意向調査を実施し、療養病床の廃止・転換の動きを適宜把握します。
- ▶介護療養医療施設の転換については、地域医療介護総合確保基金、医療療養病床から介護保険施設等への転換については国の助成制度を活用し、円滑な転換を支援します。
- ▶地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化や在宅医療・療養を支える人材確保等を支援します。

## 第8期静岡県保健医療計画

34 頁

### (1) 2025年の必要病床数

- 2025年における静岡県の必要病床数は26,584床、このうち高度急性期は3,160床、急性期は9,084床、回復期7,903床、慢性期は6,437床と推計しました。
- 2016年の病床機能報告における静岡県の稼働病床数は31,158床です。2025年の必要病床数と比較すると4,574床の差が見られます。その中で、一般病床が主となる「高度急性期＋急性期＋回復期」は21,272床（2016年の稼働病床数）と20,147床（2025年の必要病床数）であるのに対して、療養病床が主となる「慢性期」は、9,886床（2016年の稼働病床数）と6,437床（2025年の必要病床数）と大きな差が見られます。（図表4-3）
- 慢性期におけるこの大きな差が、静岡県地域医療構想を今後実現していく上での大きな課題となります。一般病床及び療養病床の入院患者数の一部について在宅医療等へ移行することを前提としており、病床の機能分化と連携とともに、地域における介護老人保健施設など受け皿の整備も重要となります。
- なお、回復期機能については、地域包括ケア病棟及び回復期リハ病棟に限られるものではないことから、国の病床機能報告制度の見直し状況も踏まえつつ、地域医療構想調整会議における病棟単位での機能の検証など、より正確な実態把握を行っていきます。
- また、慢性期機能については、療養病床を有する医療機関の転換意向が重要となりますが、介護医療院の施設基準など流動的な要因も多いことから、今後も継続して転換意向を把握していきます。